

# 三田市立母子小学校 学校いじめ防止基本方針

平成27年4月（策定）

令和5年4月（最終確定）

令和7年4月（更新）

# 三田市立母子小学校いじめ防止基本方針

## 内容

1	基本理念	2
2	基本方針	2
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し	3
	(2) いじめの定義	4
	(3) いじめの認知	5
3	いじめ防止等の指導体制・組織的対応等基本方針	5
	(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織（別紙2組織表）	6
	(2) 本校におけるいじめ防止に対する具体的な取り組み	6
	①いじめについての共通理解	6
	② 信頼関係の構築	7
	③ 早期発見・早期対応	7
	④ いじめに向かわない態度・能力の育成	7
	⑤ 実態把握（別紙4：いじめアンケート）	8
	⑥ 児童が主体となった取組	8
	⑦ インターネットを通じて行われるいじめへの対応	8
	⑧ 自殺予防教育の推進	8
	⑨ 学校園所連携の教化	9
	⑩ 取り組みに対する評価	9
	(3) いじめに対する措置	9
4	重大事態への対応について	9
	(1) 学校が主体となって調査を行う場合について	10
	(2) 市教育委員会との連携について	10
5	その他	10

## 1 基本理念

本校は、創立150年を経過した歴史と伝統のある学校で、「ふるさとを愛し、よく考え、心豊かにたくましく生きる児童の育成」という学校教育目標のもと、児童相互の豊かな人間関係を深め、自己を生かす教育の創造を目指している。また、地域に根差した教育の推進を図っている。

全校11名の小規模校であり、3学級で構成されている。現在、小規模特認校制度を利用して校区外から通学する児童の割合が半数を超えたが、少人数の特性を生かしたきめ細かな指導体制の充実に尽力している。活動での仲間作りはもちろんのこと、「全校一輪車運動」や「子ども母子神楽」「農園活動」など、全校生が協力する活動も多く取り入れている。学校は地域、保護者の協力のもと、学校運営を行い、地域、保護者、学校が連携することはもちろんのこと、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家、民生児童委員、中学校区の小中学校、市教育委員会等と連携を取りながら指導にあたるよう取り組む。

いじめについては、全教職員が「いじめはどの児童にも、どの学級にも起こり得る」、「どの児童も被害者にも加害者にもなり得る」という認識を持ち、日常の些細な変化も見逃さず、いじめをしない、させない、見て見ぬふりをしない、許さない等、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

そのため、本校では、児童が好ましい人間関係を築き、豊かな心を醸成させるよう、道徳教育・人権教育をすべての教育活動において実践するとともに、以下の指導体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

### 【いじめの基本認識】

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れかわりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、仲裁者への転換を促すことが重要である。

※「兵庫県いじめ防止基本方針」兵庫県教育委員会より

## 2 基本方針



《教育  
目標》

ふるさとを愛し よく考え 心豊かに たくましく生きる 児童の育成

《学校経営方針》

- ・小規模・複式学級の良さを生かした教育課程を編成し、児童の生きる力を育む。
  - ・教職員としての資質や実践的指導力の向上に努め、持続可能な社会の担い手を育む教育を推進する。
  - ・地域とつながり、地域に信頼される学校を目指して、地域の特性を生かした教育を実践する。
  - ・教職員と児童・保護者、児童間の相互理解を深め、ともに生きる社会につながる教育を実践する。
- ※小規模特認校母子小学校の教育活動の様子を、オープンスクールや学校ホームページで積極的に発信する。
- ・教職員の「健康」「心理的安全性」「自己決定」を大切にする職場環境づくりを進める。

《めざす学校像》

- 子ども・・・毎日、ワクワクする学校
- 保護者・・・通わせて良かったと思える学校
- 地域住民・・・地域の誇りに思える学校
- 教職員・・・本当の教育を実感する学校

《めざす教師像》

- 教育に使命感と情熱を持つ教師
- 母子の教育を発展させる教師
- 子どもの良さを認め、力を引き出す教師
- 社会人としての言動を実践する教師

《めざす児童像》

「きらきら かがやく 母子っ子」 母子っ子 三つのねがい

枠内は「めざす児童像」  
に向けた努力目標

よく考え、行動する子

㊦ っとたずねよう

- ・一人ひとりの子どもを理解し、学びの連続性を踏まえ、課題を明確にした指導を充実させる【個別最適な学び】。
  - ・基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、自己学習力の向上を図り、「確かな学力」を育成する。
  - ・複式学級、少人数指導の工夫改善に努め、主体的に学ぶ意欲や知的好奇心・探究心を育む。
- (子どもがつくる授業の推進と個に応じたきめ細かな指導をめざした兵庫型学習システムの活用)

学力向上に向けた取り組み  
(漢字計算A・ピプリオバトル等)

ガイド学習  
算数を中心とした研究

教科等での  
言語活動の充実

つながる子

㊧ んと つながろう

- ・互いを思いやり、自他の命と人権を大切にする心と態度を育む。
- ・中学校区や他地域小学校との交流を通して、ふるさと母子に誇りを持つ子どもを育む。
- ・人との出会いや学び合いを通して、コミュニケーション力や自己表現力を育成する【協働的な学び】。

道徳・人権教育  
生徒指導(いじめ防止含む)

交流  
学校行事・児童会行事

生活科・総合的な学習  
子ども神楽

心と身体を鍛える子

㊨ っかり きたえよう

- ・進んで挨拶をしたり活動に取り組んだりする等、主体的に行動し、活力のある生活態度を育む。
- ・自分の健康を維持増進する態度を育む。
- ・めあてに向かってあきらめず、粘り強く努力し続ける態度を育む。

基本的な生活習慣の確立

学級活動

全校一輪車

いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

「学校いじめ防止基本方針」は、保護者や地域住民が内容を確認しやすいように公表（ホームページへの掲載・学校だより・学年通信への掲載等）し、年度初めには保護者等に必ず説明するとともに、児童生徒に対しては、特別活動の時間等に、発達段階に応じて学校いじめ防止基本方針の周知を図る。

学校いじめ防止基本方針の見直しにあたっては、いじめ対策の達成目標を設定するとともに、年間計画（別紙1：生徒指導年間計画表）を定める。そして、その取組状況等を学校評価項目に位置付け、定期的に点検・評価を行い、改善に努める。なお、児童、保護者、地域住民等の意見も参考に、学校いじめ防止プログラム等の年間計画を作成、実施することを通じて、より一層、学校いじめ防止基本方針の理解を促進する。

## （2）いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。

（留意点）

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童生徒、塾やスポーツクラブ、SNSやインターネット等を通じて知り合うなど、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人的関係を指す。
- ・具体的ないじめの態様（文部科学省：いじめ防止基本方針より）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- ・上記「具体的ないじめの態様」以外にもいじめに該当する場合がある。
- ・これらのいじめの中には、犯罪行為（インターネットを通じて行われるものを含む）として、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり、学校が把握した時点で早期に警察に相談したり、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれたりする。このような場合には、いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで対応する必要がある。

### （3）いじめの認知

全教職員が法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、児童の小さな変化も見逃さないよう、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめを受けた児童の受けとめが重要である。けんかやふざけ合いであっても、気づかないところでいじめを受けている場合がある。また、好意から行ったことが意図せず相手に心身の苦痛を感じさせてしまう場合もある。背景にある事情の調査を行い、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じている被害性に着目し、法の定義に基づいて、いじめに該当するか否かを判断する。ただし、いじめにあると判断した場合でも、事案に応じて、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応することも可能である。

なお、いじめに該当するか否かの判断にあたっては、以下の点にも留意する。

（留意点）

- ・「弱い者に対して」というような児童間の人間関係にはよらない。
- ・お互いに心理的又は物理的な影響を与える行為をしている場合は、それぞれの行為がいじめに該当するか否かを判断する。「一方的」な行為か否かにはよらない。
- ・行為が繰り返し行われているなど、継続しているか否かにはよらない。行為が1回限りの場合であっても、被害性に着目して判断する。
- ・いじめを受けていても、当該児童がそれを否定したり、「大丈夫」と答えたりする場合が多々あることを踏まえ、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じている場合には、その苦痛が「深刻」であるかなどによって限定して解釈することがないようにする。

## 3 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等

### （1）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織（別紙2：組織表）

学校におけるいじめの防止や、いじめの早期発見・早期対応などを実行的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する関係者により「学校いじめ対応チーム」を設置し、日常の教育相談体制、生活指導體制などの校内組織を明確にするとともに、関係機関との連絡・調整を行う。

#### 【学校いじめ対応チームが担う役割】

（未然防止）

- ☆ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割を担う。

(早期発見・事案対処)

- ◇ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割を担う。
- ◇ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- ◇ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対する聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割を担う。
- ◇ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割を担う。

(学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組)

- ◇ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割を担う。
- ◇ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割を担う。
- ◇ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行も含む）を担う。

児童にいじめに関するアンケートを実施する際には、学校いじめ対応チームについて具体的に認識しているかを調査し、取組の改善につなげる。

個々の教職員は、児童や保護者からいじめに係る相談を受けたり、児童の気になる表情や言動、体調の変化等に気づいたりした場合、法第23条に基づき、そのすべてを「学校いじめ対応チーム」に報告する。そして、「学校いじめ対応チーム」は、当該児童及び保護者の意向を尊重して、指導の方針を決定し、組織的に対応する。なお、学校いじめ対応チームの会議で決定した指導の方針やその後の対応等については、適切に記録する。

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

## (2) 本校におけるいじめ防止に対する具体的な取り組み

### ① いじめについての共通理解

全教職員は、法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、児童の小さな変化を見逃さないため、「いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得る」、「どの児童もいじめを受けた者にもいじめを行った者にもなりうる」という認識をもち、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。その上で、日頃から、児童の言動などに変化が見られる場合は教職員間で情報を共有し、すぐに話を聞くなど、組織的に対応する。その際、いじめが疑われる場合は、「学

校いじめ対応チーム」で適切に対応し、事案を軽視することなく、積極的にいじめを認知する。

いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについては、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。また、いじめに関する道德の授業を学校いじめ対応チームが実施するなど、学校が組織的にいじめに対応することが児童に理解されるような取り組みを行う。

## ② 信頼関係の構築

普段から、校区中学校に在籍するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、校内の教育相談を充実させ、児童や保護者が相談しやすい環境を整備するとともに、家庭訪問等により児童や保護者の声に耳を傾け、信頼関係を構築する。さらに、日頃から学校を積極的に開き、育友会全体会や学校地域運営協議会、学校ホームページや学校便りにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換や情報交換をする場を設けるなど、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらう取り組みを行う。

## ③ 早期発見・早期対応

いじめは教職員や保護者が気づきにくい時間や場所で行われ、遊びやふざけあいに類して行われることを認識するとともに、いじめ早期発見のためのチェックリスト等(別紙3:いじめ早期発見のためのチェックリスト)を活用して児童の小さな変化も見逃さないよう「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。また、全教職員が、児童の気になる表情や言動、体調の変化等に気づけるよう、教職員の人権感覚や対応力を高めるため、校内研修会を実施する。

## ④ いじめに向かわない態度・能力の育成

児童が仲間や教職員と心通いあわせ、安全、安心に学校生活を送ることができ、児童が主体的に授業や行事に参加し、活躍できるよう、日頃から「わかる授業づくり」「自己有用感や自己肯定感の向上」に努める。そして、児童が集団の一員としての自覚や自信、意欲、感謝する心などを持ち、互いを認め、心通いあう人間関係・学校風土を自らつくり出し、児童の幅広い社会性を育むため、道德教育や人権教育、特別活動、体験活動等を充実する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童の<sup>※1</sup>ストレスマネジメントや<sup>※2</sup>ソーシャルスキルトレーニング、さらには<sup>※3</sup>ピアサポート活動等を計画的に実施し、いじめに向かわない態度や能力を育成する。

※注)

※1 ストレスマネジメント

様々なストレスに対する対処法を学ぶ手法。始めにストレスについての知識を学び、その後「リラクゼーション」「コーピング(対処法)」を学習する。危機対応などによく活用される(文部科学省:生徒指導提要より)。

※2 ソーシャルスキルトレーニング

様々な社会的技能をトレーニングにより、育てる方法。「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「人間

関係を円滑にする」「問題を解決する」「集団行動に参加する」などがトレーニングの目標となる。(文部科学省：生徒指導提要より)。

※<sup>3</sup>ピアサポート活動

「ピア」とは児童生徒「同士」を意味し、児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るためのプログラム。「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に積み重ねる(文部科学省：生徒指導提要より)

## ⑤ 実態把握

いじめの実態把握や、いじめに関する様々な情報を収集し、いじめ防止のための啓発活動に取り組むため、「いじめに関するアンケート」(別紙4：いじめアンケート)や「教育面談」を児童や保護者を対象に定期的実施する。

## ⑥ 児童が主体となった取り組み

道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、いじめ問題について考えを深め、児童が互いを思いやる気持ちの大切さについて呼びかける活動、携帯電話やスマートフォンの使用に関するルールを作る活動など、いじめ防止を訴えるような主体的な取り組みを推進する。

### 【本校の取り組み】

- ・週目標の振り返り活動
- ・地区児童会を中心とした登下校
- ・児童朝会での全校遊び
- ・委員会活動での全校生への呼びかけ
- ・1年生を迎える会、七夕交流会、ふるさと感謝祭など全校での集会活動

## ⑦ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

全ての児童に貸与しているタブレット端末の活用方法も含め、発達段階に応じて児童に指導する。保護者に対しては、家庭におけるスマートフォンやインターネット等の利用に関するルールを子どもの意見を取り入れて作り、環境の変化や子どもの成長に合わせてルールを定期的に点検、見直すよう、積極的に啓発する。

## ⑧ 自殺予防教育の推進

命や暮らしの危機、様々な困難やストレスへの対処方法を身につけ、辛い時や苦しい時には、ためらわずに助けを求める態度を培うとともに、保護者、地域住民、関係機関との連携を図る。

### ※注)

※<sup>6</sup>自殺予防教育

#### 自殺対策基本法第17条第3項

学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合

等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

### ⑨ 学校園所連携の強化

保育園所、幼稚園、認定こども園と小学校間、また、小学校、中学校、高等学校間で日頃から緊密に連携する。

### ⑩ 取り組みに対する評価

学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「学校いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。

また、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的また必要に応じていじめに関するアンケート、教育相談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、目標の達成状況を評価する。その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

#### (3) いじめに対する措置

いじめが疑われる事案や、いじめの事実を把握した際には、「学校いじめ対応チーム」が中心となり、速やかにいじめの事実確認を行い、いじめに係る情報を適切に記録するとともに、全教職員で共有し、必要に応じて関係機関と連携しながら、いじめの解決に向けた取組を行う。

## 4 重大事態への対応について

法第28条に基づき、重大事態（※）が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ）には、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

#### 【※重大事態とは】

ア. いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）。

具体的には、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を指す。重大事態であるか否かは、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

イ. いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は市教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

### **(1) 学校が主体となって調査を行う場合について**

学校が調査の主体となる場合は、「学校いじめ対応チーム」が、学校長の指導及び指揮の下調査を行うとともに、児童の心のケアを行う。また、学校長よりいじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

### **(2) 市教育委員会との連携について**

学校長は、重大事態が発生した旨を、速やかに市教育委員会に報告する。なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

## **5 その他**

・いじめを未然に防止するために、保幼・小・中学校園所との連携をより密に行い、児童がこころ豊かに自己実現できるよう計画的な取り組みを進める。